

議案第3号

日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年2月26日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2が廃止されることに伴い、同表を引用する条項の規定の整理を行う。

日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例(平成27年日進市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一

部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

議案第4号

日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年2月26日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、職員の働きやすい環境の整備に資するように、勤務時間のフレックスタイム制及び選択的週休3日制を導入するため、日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 職員の申告により、4週間を超えない範囲内で1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように職員の勤務時間を割り振ることができるように改める。
- (2) 選択的週休3日制を令和6年7月1日から育児又は介護をする職員が選択できるように改める。また、同日から起算して1年を超えない範囲内の規則で定める日から、育児又は介護をする職員以外も選択できるように改める。

日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

第1条 日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年日進市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>任命権者は、職員(規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)</u>について、<u>始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間(以下この条において「単位期間」という。)</u>ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が<u>育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)</u>について、<u>週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間と</u></p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p>

なるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の3第1項及び第2項並びに第8条の4第1項から第3項までにおいて同じ。))の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第15条第1項において同じ。))の介護をする職員であつて、規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として規則で定めるもの

(休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

3 第1項の休憩時間は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第31条に規定する事業のほか、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として規則で定める場合には、一斉に与えないことができる。

(休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第31条に規定する事業のほか、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として規則で定める場合には、一斉に与えないことができる。

(育児、介護等を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員(第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、規則で定めるもの

(3) 前2号に規定する職員のほか、任命権者が特に認めたもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある」と、「その子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつ

が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2・3 略

- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

て、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2・3 略

- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子

<p>5 略 (介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が<u>要介護者(配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)</u>の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略 (介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が<u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)</u>、<u>父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者</u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p>
--	--

第2条 日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日及び勤務時間の割振り等)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日(第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。))をいう。以下同</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育</p>

じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 略

3 任命権者は、職員(規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間(以下この項において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 略

3 任命権者は、職員(規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間(以下この条において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

4 任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間

ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の3第1項及び第2項並びに第8条の4第1項から第3項までにおいて同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第15条第1項において同じ。)の介護をする職員であつて、規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として規則で定めるもの

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをや

めて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務をすることを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

(育児、介護等を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員(第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)が、規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1)～(3) 略

2・3 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事

の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(育児、介護等を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員(第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1)～(3) 略

2・3 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める

<p>情にある者を含む。以下この項において同じ。)、<u>父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者</u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第5条及び第6条の規定は、第1条の施行の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(日進市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 日進市職員の給与に関する条例(昭和36年日進町条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項及び<u>第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として</u>日割りによって計算する。</p> <p>(時間外勤務手当)</p>	<p>(給料の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、<u>第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによ</u>って計算する。</p> <p>(時間外勤務手当)</p>

第16条 略

2・3 略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち、第5条の規定により、あらかじめ第3条第2項、第3項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。))を超えてした勤務を含み、かつ、市長が規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項及び前項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては、100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5～7 略

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2～4 略

第16条 略

2・3 略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち、第5条の規定により、あらかじめ第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。))を超えてした勤務を含み、かつ、市長が規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項及び前項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては、100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5～7 略

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2～4 略

(日進市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 日進市職員の育児休業等に関する条例(平成4年日進町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</p> <p>(1) <u>日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年日進市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日(同条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうち2日を週休日とし、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、1日につき午前7時から午後10時までの間において市長が規則で定める時間以上勤務すること。</u></p> <p>(2) <u>勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き市長が規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が市長が規則で定める時間を超えないものに限る。)</u></p> <p>ア <u>4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</u></p> <p>イ <u>4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、</u></p>	<p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</p> <p>(1) <u>4週間ごとの期間につき8日以上を週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</u></p> <p>(2) <u>4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</u></p>

当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、 <u>勤務時間条例第2条第2項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」いう。)</u> を乗じて得た額とする
略		

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、 <u>勤務時間条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して</u>
--------	------	--

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、 <u>日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年日進市条例第1号)第2条第2項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」いう。)</u> を乗じて得た額とする
略		

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、 <u>日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年日進市条例第1号)第2条第4項又は第5項の規定により定められたそ</u>
--------	------	--

	得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする		の者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
略		略	
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>		<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年日進市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条から第5条までに規定する勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>	
2・3 略		2・3 略	

(日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日進市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項及び第4項、<u>第4条並びに</u>第5条の規定に基づく週休日(同項に規定する週休日をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p>	<p>(報酬の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、<u>第4条及び</u>第5条の規定に基づく週休日(同項に規定する週休日をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p>

(日進市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 日進市職員の給与に関する条例(昭和36年日進町条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、<u>第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日又は勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日</u>の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、<u>正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日又は勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日</u>における勤務のうち、第5条の規定により、あらかじめ第3条第2項、第3項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。))を超えてした勤務を含み、かつ、市長が規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項及び前項(前項の規定により読み替えて適用す</p>	<p>(給料の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項及び<u>第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</u></p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、<u>正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日</u>における勤務のうち、第5条の規定により、あらかじめ第3条第2項、第3項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。))を超えてした勤務を含み、かつ、市長が規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項及び前項(前項の規定により読み替えて適用する)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えて</p>

る場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては、100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5～7 略

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2～4 略

勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては、100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5～7 略

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2～4 略

(日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日進市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(報酬の支給)	(報酬の支給)
第9条 略	第9条 略
2・3 略	2・3 略

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日(同項に規定する週休日をいう。以下同じ。)又は勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日(同項に規定する週休日をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

議案第5号

日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年2月26日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、類似団体の報酬の額を鑑み、選挙に関する非常勤特別職の報酬の額を見直すこと、企業版ふるさと納税を活用した人材派遣型の活用を見越した報酬の規定を設けること及び農地利用の最適化の推進を図るため、農業委員会に関する非常勤特別職の報酬の額を見直すことに伴い、日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 選挙管理委員会の委員長及び委員の年額報酬並びに投票管理者及び投票立会人の日額報酬を増額する。
- (2) 企業版ふるさと納税を活用した人材派遣型職員の区分として、顧問、参与及びこれらの者に準ずる者の職を加える。
- (3) 農業委員会の会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員の月額報酬に加え、年額報酬として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内の額を支給することができるとする規定を加える。

日進市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条 例 第 号

日進市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年日進町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条、第7条関係)				別表(第2条、第7条関係)			
区分	報酬		旅費	区分	報酬		旅費
選挙管理委員会 委員長	年額	288,000円	略	選挙管理委員会 委員長	年額	88,000円	略
委員	年額	259,200円		委員	1投票につき 年額	22,000円	
略				略			
略				略			
投票所の投票管理者	日額	14,700円	略	投票所の投票管理者	日額	13,000円	略
期日前投票所の投票管理者	日額	13,000円		期日前投票所の投票管理者	日額	11,500円	
投票所の投票立会人	日額	14,700円		投票所の投票立会人	日額	12,000円	
期日前投票所の投票立会人	日額	13,000円		期日前投票所の投票立会人	日額	10,600円	
略				略			
スポーツ推進委員	日額	7,000円	スポーツ推進委員	日額	7,000円		
顧問、参与及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職である)	年平均均月額	日進市一般職の任					

<p>て、当該知識経験又は識見に基づき、助言を行うものに限る。)</p>	<p>期付 職員 の採 用及 び給 与の 特例 に関 する 条例 (令和 元年 日進 市条 例第1 7号) 別表 第1に 掲げ る7号 給の 給料 月額 の範 囲内</p>			
--------------------------------------	--	--	--	--

備考

- 1 農業委員会の会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員には、第2条及びこの表の規定にかかわらず、年額報酬として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内の額を支給することができる。
- 2 投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の立会時間が、当該立ち合いをした選挙の投票時間に満たない場合におけるそれぞれの報酬の額は、この表に定める報酬の額に2分の1を乗じて得た額とする。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第6号

日進市職員の給与に関する条例及び日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日進市職員の給与に関する条例及び日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年2月26日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、在宅勤務等手当を創設するため、日進市職員の給与に関する条例及び日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

一般職の職員及び一定の平均勤務日数以上の会計年度任用職員が、月平均10日以上在宅勤務等を命ぜられた場合に、月額3,000円の在宅勤務等手当を支給できるようにする。

日進市職員の給与に関する条例及び日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

(日進市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 日進市職員の給与に関する条例(昭和36年日進町条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当、在宅勤務等手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員に限る。))にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>(在宅勤務等手当)</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>時間外勤務手当</u>、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、<u>期末手当</u>、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p>

<p><u>第15条の3 住居その他これに準ずるものとして市長が別に定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	
---	--

(日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日進市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(在宅勤務等に係る報酬)</u></p> <p><u>第11条の2 住居その他これに準ずるものとして市長が別に定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他市長が規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、市長が規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員であって、1月の平均勤務日数が市長が規則で定める日以上のものには、給与条例第15条の3の例により在宅勤務等に係る報酬を支給する。</u></p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第7号

日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年2月26日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正によりパートタイムの会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能となったことに伴い、日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

任期が6月以上のパートタイムの会計年度任用職員で、1週間当たりの勤務時間が著しく短くないものに勤勉手当を支給できるようにする。

日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日進市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の「給与」とは、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第20条(第3項及び第5項を除く。)、第20条の2及び第20条の3の規定は、任期が6月以上の職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短いものとして市長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第1項中「それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日」とあるのは「市長が規則で定める日」と、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内の職員として在職期間における報酬(市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第15条の2 <u>給与条例第21条(第2項第2号及び第4項を除く。)</u>の規定は、任期が6月以上の</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の「給与」とは、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第20条(第3項及び第5項を除く。)、第20条の2及び第20条の3の規定は、任期が6月以上の職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短いものとして市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第1項中「それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日」とあるのは「市長が規則で定める日」と、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内の職員として在職期間における報酬(市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p>

職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内の職員としての在職期間における報酬(市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(日進市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 日進市職員の育児休業等に関する条例(平成4年日進町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

議案第8号

日進市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日進市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年2月26日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、異常な自然現象により災害が発生した現場での業務を行った職員に対し手当を支給するために、日進市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

特殊勤務手当の種類に災害応急作業等手当を追加する。

日進市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和39年日進町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 災害応急作業等手当</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(災害応急作業等手当)</u></p> <p>第5条 <u>災害応急作業等手当は、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場において、市長が規則で定める災害応急作業等に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,080円を超えない範囲内で市長が規則で定める。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、市長が規則で定める危険な場合の第1項に規定する手当の額は、前項に定める額にその100分の100を超えない範囲内で市長が規則で定める額を加算した額とする。</u></p> <p>(用地等交渉手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>(福祉手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>(用地等交渉手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>(福祉手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

議案第9号

日進市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部
改正について

日進市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を次
のとおり改正する。

令和6年2月26日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の掲載文を電磁的記録による提出を可能とすることにより、ペーパーレス化の推進及び候補者等の負担軽減を図るため、日進市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

掲載文の申請に係る規定について、「記載しては」を「記載し、又は記録しては」に改める。

日進市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成9年日進市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(掲載文の申請) 第3条 略 2 前項の掲載文については、候補者は、その責任を自覚し、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報として品位を損なう事項を記載し、又は記録してはならない。	(掲載文の申請) 第3条 略 2 前項の掲載文については、候補者は、その責任を自覚し、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報として品位を損なう事項を記載してはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の日進市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めて告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第10号

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年2月26日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、粗大ごみの処分に係る手数料の納付方法に電子決済による方法を追加することに伴い、手数料を納付したことを示す方法として、証票の貼付に加え、それ以外の方法も用いることとするため、日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

粗大ごみを処分する際に手数料を納付したことを示す証票を貼付しなければならないとする規定を削る。

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年日進町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(占有者の協力義務)</p> <p>第6条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には管理者とする。以下同じ。)は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は<u>法第6条の2第2項及び第3項</u>の基準に準じて自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については可燃物又は不燃物に分別する等第4条の規定により定められた計画に従わなければならない。ただし、一般廃棄物のうち市長が規則で定める粗大ごみ(以下「粗大ごみ」という。)を自ら運搬し、又は処分することができないときは、市長の指示する方法に従って排出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(占有者の協力義務)</p> <p>第6条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には管理者とする。以下同じ。)は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は<u>法第6条の2第4項</u>の基準に準じて自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については可燃物、<u>不燃物</u>に分別する等第4条の規定により定められた計画に従わなければならない。ただし、一般廃棄物のうち市長が規則で定める粗大ごみ(以下「粗大ごみ」)を自ら運搬し、又は処分することができないときは、<u>当該粗大ごみを処理する手数料を納付したことを示す証票を貼付するとともに</u>、市長の指示する方法に従って排出しなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

日進市国民健康保険税条例の一部改正について

日進市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険特別会計の適正かつ健全な運営を図るため、日進市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額を次のように改める。

	所得割額	被保険者均等割額
改正前	100分の5.8	23,000円
改正後	100分の6.65	25,400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額を次のように改める。

	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
改正前	100分の2.05	6,900円	3,000円
改正後	100分の2.9	8,100円	5,500円

(3) 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額を次のように改める。

	所得割額	被保険者均等割額
改正前	100分の2.2	11,000円
改正後	100分の2.35	11,200円

(4) 国民健康保険税の減額に関する規定のうち、上記(1)から(3)までの改正に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改める。

日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市国民健康保険税条例(昭和43年日進町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.65</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について <u>5,500円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.8</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.05</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,900円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について <u>3,000円</u></p>

(2) 特定世帯について 2,750円

(3) 特定継続世帯について 4,125円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.35を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,200円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法

(2) 特定世帯について 1,500円

(3) 特定継続世帯について 2,250円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法

第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 17,780円

イ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,670円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について 3,850円

(イ) 特定世帯について 1,925円

(ウ) 特定継続世帯について 2,888円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,840円

カ 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円

第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,100円

イ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,830円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について 2,100円

(イ) 特定世帯について 1,050円

(ウ) 特定継続世帯について 1,575円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,700円

カ 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円

(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,700円

イ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,050円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について 2,750円

(イ) 特定世帯について 1,375円

(ウ) 特定継続世帯について 2,063円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,600円

カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所

(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,500円

イ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,450円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について 1,500円

(イ) 特定世帯について 750円

(ウ) 特定継続世帯について 1,125円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,500円

カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所

得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,080円

イ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,620円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について 1,100円

(イ) 特定世帯について 550円

(ウ) 特定継続世帯について 825円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,240円

カ 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該

得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,600円

イ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,380円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について 600円

(イ) 特定世帯について 300円

(ウ) 特定継続世帯について 450円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,200円

カ 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該

各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,810円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,350円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,160円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,700円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,215円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,025円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,050円

3 略

各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,450円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,750円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,035円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,725円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,450円

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の日進市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第12号

日進市介護保険条例の一部改正について

日進市介護保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年2月26日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、日進市介護保険条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

(1) 保険料基準額（月額）を次のように改める。

	年度	保険料基準額
改正前	令和3年度～令和5年度	5,363円
改正後	令和6年度～令和8年度	5,650円

(2) 低所得者の負担軽減を図るため、高所得者層の保険料段階を2段階増やして保険料段階を13段階から15段階に改めるとともに、低所得者層である第1段階から第3段階までに係る保険料率を国の基準より低くなるよう改める。

日進市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市介護保険条例(平成12年日進市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,476円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,680円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,443円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,664円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>67,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>77,970円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>88,140円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,960円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>41,831円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,267円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>57,920円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,356円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>72,722円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ又は第12号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>81,732円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ</p>

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 105,090円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 115,260円

ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 128,820円

ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 99,751円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 109,405円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 115,840円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除

イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 142, 380円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当するものを除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 155, 940円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ又は第14号イに該当するものを除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 162, 720円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当するものを除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 176, 280円

ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当し

く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 135, 147円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当するものを除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 148, 018円

ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当するものを除く。)

ないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当するものを除く。

(15) 前各号のいずれにも該当しない者
183,060円

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,950円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「16,950円」とあるのは、「27,120円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「16,950円」とあるのは、「46,104円」と読み替えるものとする。

5 略

(13) 前各号のいずれにも該当しない者
160,890円

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,089円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「16,089円」とあるのは、「25,742円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「16,089円」とあるのは、「45,049円」と読み替えるものとする。

5 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の日進市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第13号

日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年2月26日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 第5条第2項第2号に規定する、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改める。
- (2) 第23条に規定する、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項について、施設の見やすい場所に掲示することとする規定に、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（インターネット等）により公衆の閲覧に供しなければならないこととする規定を追加する。

送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号

日進市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日進市下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年2月26日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、日進市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

地方自治法を引用する条項を改める。

日進市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年日進市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。